

**鳥取県告示第621号**

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 鳥取都市計画区域及び米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域</p> <p>2 略</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 鳥取都市計画区域及び米子境港都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の家屋連担区域</p> <p>2 略</p>